投稿規定

1. 投稿内容

本誌への投稿原稿は，言語聴覚障害領域とその関連領域の学術的進歩に寄与する学術論文を主体とし，他誌に掲載されていないもの及び掲載予定のないものに限ります．

投稿に際しては，著者全員がその旨を了解した誓約書(別紙様式)を提出してください．

2. 倫理上の配慮

対象者の人権に十分配慮し，倫理的規範を遵守していることを要します．研究に当たっては対象者のインフォームドコンセントを経て，個人情報保護の精神に基づき個人を匿名化し，所属する施設等の倫理審査委員会またはそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましいとします．倫理審査委員会の承認を得ている場合は，その旨明記してください．

3. 利益相反および公的研究費

研究に利益相反の可能性がある場合は(企業等からの研究助成金や寄付金の受け入れ，実験機器等の提供，コンサルタント料や謝金，特許取得など)，原稿本文の最後に利益相反について記載してください．利益相反は研究の公正性，信頼性を確保するために開示することが必要です．

4. 著者について

投稿論文の筆頭著者は原則として本協会の正会員とします．共著者は本協会員であることを問いませんが，言語聴覚士の場合は本協会員に限ります．但し，編集委員会が認めた場合はこの限りではありません．著者は筆頭著者と共著者を合わせて原則として6名までとします．

5. 投稿区分と長さ

投稿区分は，原著，総説，短報，症例報告，調査報告，レポート「現場最前線」，その他とします．

原著　：問題提起，結果，理論的考察，結論が独創的で明解な研究の論文(図表を含め10,000字以内，図表，写真は1個につき400字相当とし8個を限度とする)．

総説　：国内外の文献を基に最近の研究の進展について論考した論文(図表を含め10,000字以内，図表，写真は1個につき400字相当とし8個を限度とする)．

症例報告：新たな知見を提供する症例や興味深い示唆に富む症例に関する報告(図表を含め10,000字以内，図，表，写真は1個につき400字相当とし8個を限度とする)．

短報　：新しい発見や概念を早く簡潔に発表する論文ないしデータの採取法や分析法が新しい研究の論文(図表を含め6,000字以内，図，表，写真は1個につき400字相当とし6個を限度とする)．

調査報告：臨床，教育，職能活動の実態調査等に関する報告(図表を含め10,000字以内，図表，写真は1個につき400字相当とし8個を限度とする)．

レポート「現場最前線」：言語聴覚士が関与する最前線の活動や現場の報告(図表を含め4,500字以内，図，表，写真は1個につき400字相当とし2個を限度とする)．

その他　：編集委員会が必要と認めたもの．

※所定枚数を超えた原稿は原則として採用しません．ただし，編集委員会が超過を認めた場合に限り，規定枚数を超える部分の印刷実費を著者が負担のうえ，掲載を許可することがあります．カラー印刷の実費は著者が負担するものとします．

6. 著作権

本誌に掲載後の図表を含む原稿の著作権は一般社団法人 日本言語聴覚士協会に帰属し，掲載後は本協会の承諾なく他誌に掲載することはできません．

7. 転載

他の著作物からの転載については，原出版社および原著者の許諾が必要です．予め投稿者本人が許諾を得てから投稿してください(形式については協会のホームページをご覧ください)．

8. 統計

統計を主とする論文や特異な統計を用いた論文については，投稿する前に統計専門家の校閲を受けてください．

©Japanese Association of Speech-Language-Hearing Therapists, 2020

2026/09/17 10:24:37

9. 投稿原稿

投稿原稿は本規定および執筆要綱に従うものとします.

10. 英文要旨

査読を経て掲載が確定した論文の英文要旨は編集委員会が定める校閲者の校閲を経るものとし，著者は英文校閲料を支払うものとします.

11. 査読および採否

掲載の採否は査読を経て編集委員会で決定します．掲載順序についても編集委員会で決定します.

12. 著者校正

原則として 1 回とします．校正は赤で行い，所定の期限内に返送してください.

13. 別刷り

すべて有料とし 50 部単位の希望に応じますが，著者の実費負担とします.

14. 投稿原稿の送付について

原稿，原稿のコピー 3 部，原稿の CD-R 1 枚(OS 名，ファイル名，作成年月日，著者名記入)，誓約書，転載がある場合は「転載許諾書」を簡易書留にて下記に送付してください．投稿された原稿および CD-R は返却しません.

〈原稿送付先〉 〒162-0814 東京都新宿区新小川町 6-29 アクロポリス東京 9 階
日本言語聴覚士協会 学術誌編集委員会

15. 本規定の改訂

本規定は改訂することがあります.

2004 年 1 月 12 日制定
2005 年 12 月 3 日改訂
2012 年 4 月 1 日改訂
2014 年 6 月 29 日改訂
2016 年 8 月 30 日改訂
2018 年 6 月 23 日改訂
2019 年 6 月 28 日改訂

2026/09/17 10:24:37